



大阪広域水道企業団

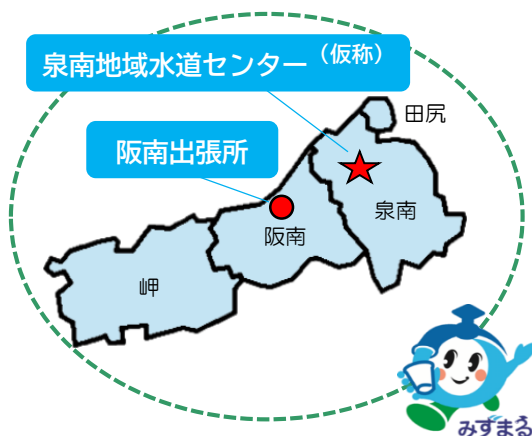
阪南水道センターからのお知らせ

阪南水道センターは、令和8年4月1日に次の3水道センターと統合し、

「泉南地域水道センター（仮称）」へ名称変更します。

なお、現・阪南水道センターの場所でも、引き続き水道の使用開始等に関する手続きが可能（一部を除く）です。

令和8年3月まで	令和8年4月から
泉南水道センター	 （仮称）泉南地域水道センター
阪南水道センター	
田尻水道センター	
岬水道センター	
	 阪南出張所  田尻出張所  岬出張所



お客さま窓口のご案内（令和8年4月から）

給水装置工事に関すること	〔対象地域〕 泉南市・阪南市 田尻町・岬町	〔電話番号〕 072-482-6551 〔FAX〕 072-482-1460	（仮称） 泉南地域水道センター
水道のトラブル（断水・濁り等）に関すること			
水道の使用開始・中止・変更等に関すること	〔対象地域〕 阪南市	〔電話番号〕 072-470-2155 〔FAX〕 072-470-2150	阪南出張所 （現・阪南水道センター）
料金・水道メーターの検針等に関すること			

泉南地域水道センター（仮称）



所在地 〒590-0521 泉南市樽井737

営業時間 平日の9:00から17:30まで

阪南出張所（現・阪南水道センター）



所在地 〒599-0204 阪南市鳥取74-1

営業時間 平日の8:45から17:15まで

※営業日を平日のみに変更します。土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業となりますので、ご注意願います。

■ 統合の必要性について

Q: なぜ、水道センターの統合が必要なの？

4つの水道センターを統合し職員を1か所に集約することで、より効率的な事業運営が可能

A: となることや、漏水事故や地震等の突発的な事象が発生した場合の危機対応力を強化するためです。

■ 水道料金や水道に関する手続きについて

Q: 統合に伴って手続きが必要になるの？

A: お客さまに行っていただく 手続きはありません。

Q: 水道に関する手続き（使用開始、中止、名義人変更）は、どこですの？

水道に関する手続き（使用開始、中止、名義人変更）は、水道センターにお越しいただかなくても、電話（営業時間内）やインターネット（24時間）で手続きが可能です。

A: なお、令和8年4月からも現行どおり阪南出張所（現・阪南水道センター）の窓口で手続きが可能です。（ただし、平日の8:45から17:15まで）

■ 水道のトラブルに関するご相談について

Q: 道路上で漏水を発見したときは、どこに連絡すればいいの？

統合後に道路上で漏水を発見した場合は、

泉南地域水道センター（仮称）までご連絡をお願いします。



▶ 指定給水装置工事事業者
はこちらから
（企業団ウェブサイト）

A: ※水道メーター以降のご家庭内で漏水を発見した場合は、
企業団ウェブサイトに掲載する指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

水道センターまで 来庁することなく、各種手続き、料金のお支払が可能です！

✓ 水道に関する手続き（使用開始・中止・名義変更）

- ・今までどおり、営業時間内は電話で簡単に手続きができます。
- ・また、インターネットからは、24時間いつでも手続きができます。

✓ 水道料金のお支払

- ・水道料金のお支払は、口座振替が簡単、便利です。
- ・納付書では、コンビニ、スマートフォン決済、金融機関で支払いできます。